

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会の設置について(案)

1. 設置根拠等

- ・ 基本条例第40条第1項の規定に基づき設置
- ・ 執行機関(町長)の付属機関として、設置条例に基づき設置

2. 所管事項

- ・ 基本条例第40条第2項の規定
基本条例に基づく他の条例規則の点検及び運用の検証評価
- ・ その他
その他基本条例に関して必要な事項についての調査審議
「(仮称)協働のまちづくり推進計画(案)」の策定など

3. 組織及び委員

- ・ 人数
15人～18人以内
- ・ 構成
有識者
町議会議員
町関係団体の推薦
公募による町民

4. 委員の任期

- ・ 2年

5. 報酬

- ・ 5,000 円／1 回

河合町まちづくり自治基本条例 抜粋
(運用)

第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。

3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。